

10月からごみ処理が有料になります。

排出量に応じた費用負担をしていただき、

町のごみ処理対策にかかる費用に利用させていただきます。

あなたが何気なく出しているごみ袋、
処理にいくらかかっている？



家庭系燃えるごみ
(生ごみなど)
の処理費用
※45ℓ1袋、7.5kg換算



有料化の対象となるごみ

① 可燃ごみ

燃えるごみは、町指定ごみ袋（黄色）に入れ、燃えるごみ集積所に排出してください。

② 不燃ごみ

ガレキ、金属類で、町指定ごみ袋（透明）に入るものは、資源回収日（古紙類）に町内会が指定する集積場所に排出してください。

③ 粗大ごみ

町指定ごみ袋に入らないごみは、次のいずれかの方法で排出してください。

自己搬入 自ら自己搬入施設（緑町地内）に持ち込む

戸別収集 町が委託した業者が各家庭から収集する

区分、指定ごみ袋の規格等			手数料の額
①可燃ごみ	半透明黄色の袋	4 5 L 相当 (大)	5 0 0 円 (1 0 枚入り)
		2 0 L 相当 (小)	6 0 0 円 (2 0 枚入り)
②不燃ごみ	無色透明の袋	4 5 L 相当	1 0 0 0 円 (5 枚入り)
③粗大ごみ	自己搬入	1 0 K g ごと	2 0 0 円
	戸別収集		4 0 0 円

10月からのごみの出し方、指定ごみ袋の販売取扱店などの情報は、8月発行予定の資源とごみのカレンダー、家庭ごみハンドブック（改定版）、ホームページなどでお知らせします。

10月から利用できません。



笠松町役場 環境経済課
☎388-1114